



# 情報通

2011. February 2月号  
 発行日：平成23年2月1日  
 発行：東京税理士会  
 情報システム委員会  
 題字：山川 巽 (江東東)

東京税理士会データ通信協同組合の35周年記念事業の一環として、平成22年10月に、カナダ・モントリオールを訪れ、電子申告の状況について視察を行った。法人や高額納税者を専門に扱う、大手会計事務所の「Deloitte」及び所得税を中心に小規模納税者を扱う「H&R BLOCK」社を訪問し、研修を受けたので、その概要を簡単に報告したい。



## えっ！！ しないとペナルティなの？ カナダ電子申告事情

東京税理士会データ通信協同組合  
 理事長 吉田 友彦

下記表の様にペナルティが課される。ケベック州の法人税も同様であると言う。また、企業は様々な情報をCRAに報告する義務があるが、その情報提示を電子申告しない場合は最大で2500ドルのペナルティが課されるといい、期限後申告にも大きなペナルティが課されている。

### I カナダの電子申告制度

カナダは電子行政を早くから始めた、世界でもトップクラスの先進国で、また国民の全てがインターネット環境に適応しており、現在申告のほとんどが電子申告でなされている。

その申告方法は以下の3種類のシステムである。

#### 1. EFiling

CRA (歳入庁) の認定を受けた代理業者 (トランスミッター) が納税者に代って代理申告するシステムであり、Deloitte や H & R BLOCK社がその代表であり、電子申告数の70%近くがこのEFilingである。

#### 2. NetFile

納税者自らがCRAの認定ソフトを利用してインターネット経由で電子申告できるシステムで、利用者はCRA認定ソフトウェアを購入して申告をする。

#### 3. TeleFile

電話での電子申告システムであり、音声ガイダンスに従い情報を入力し、送信する。

上記2. と3. の申告率は共に10%程度だそうである。なお、カナダの納税申告は基本的には連邦政府への申告のみで完了するが、アルバータ州、ケベック州は州政府 (カナダは13州) に対しても申告の義務がある。

### II Deloitte事務所の研修

Deloitteは、1,000名の社員を抱えるカナダ有数の会計事務所である。ほとんどの日系企業に関与しており、法人を中心に税務を含む総合コンサルタントを行っている。



日本の「コマツ」や「ブラザー工業」も担当しているというパトリック・デカリエ氏に公用語のフランス語ではなく、英語で研修をしていただいた。

カナダの租税制度の概要について説明を受けた後に、EFilingについて詳しく説明を受けた。

#### ① 電子申告の義務化

2009年に収入が100万ドル以上の法人に対し電子申告の義務化が法制化され、2010年5月より現在進行中であり、2011年4月からは

#### Efiling

- Corporation that fails to file their tax income electronically will be deemed to have filed, but the CRA will apply a penalty for non-compliance
- The penalty will be implemented gradually for taxation years that end after 2010

In 2011	\$250
In 2012	\$500
After 2012	\$1,000

#### ② 電子証明書を必要としない

我が国の電子申告はPKI方式 (電子署名方式) を採っており、それが一つのネックとなっているが、カナダは全てID・パスワード方式である。申告する時には社会保障番号 (9桁) ・生年月日及び4桁 (法人は10桁) のアクセスコードの入力が要求される。このID・パスワード方式で、現在まで一般の申告では、特にセキュリティ面の問題が起きたことはないとのことであった。そのため依頼者と代理人の間は厳格な委任状 (MR69) が取り交わされている。

#### ③ 申告の報酬額

大きな申告を中心として業務をしており、1件当りの報酬は約5,000ドルから5万ドルだそうである。

(注) 1カナダドル=当時90円くらい

### III H&R BLOCK社

カナダに800ヶ所の事務所があり、モントリオールに42の事務所があるうち、最も規模が大きいという郊外の事務所を訪問した。カナダは労働者及び収入のある学生を含む全てに申告の義務があるので、確定申告時期 (2月から4月) は小規模納税者で大変混雑するという (扱い件数は3,000件とのこと)。事務所の中は個室に区切られており、まるで我々の小規模無料相談のごとく対面で作業を進める形となっている。

報酬も申告しなければいけない学生には、将来顧客予備軍として29.95ドルでサービスをし、また年金受給者の高齢者からは、約80ドルで業務を受けているとのことであった。

以上、大規模と小規模の申告を代行している2社を訪問したが、何と言っても驚いたのが、電子申告の義務化であり、ペナルティであった。日本ではとても無理な話であるが、行政の効率化・大幅なコスト削減のためには、少なくとも電子申告利用率を75~80%にする必要があると言われている。我が国の電子申告利用率約45% (平成21年度) では、まだまだ「道遠し」なのである。既に韓国やオーストラリアではこの数値をクリアしており、イギリスも義務化の方向で進んでいる。電子申告が成功している国の主な要因は代理送信業者の存在であり、カナダも7割が代理送信である。

日本も平成25年度の目標である65%を達成するためには、代理送信の唯一の担い手である我々税理士の更なる努力に加え、納税者に対するもうワンランク上のインセンティブが絶対に必要ではないかと感じた訪問であった。



# 業務に欠かせない「バックアップ」最新事情

## ●バックアップ概要

情報システム委員会では、情報通等から各種情報を発信しています。Windows 7 (以下「Win7」) が発表され、多くの方が新しいOSを利用しているでしょうが、Windows Live という追加機能をご存知でしょうか。Win7発表時は「Windows Live おすすめパック」でしたが、現在では「Windows Live Essentials 2011」(以下「WinLive」) になり、対応OSにはWindows XP (以下「XP」) は含まれなくなりました。現在でもXPを利用している会員は多数いるので注意が必要です。

WinLiveには有効なアプリケーションが多数あります。メールソフトについては、このWinLiveから「Windows Live メール」をインストールすることになります。この他にもメッセージング等便利なソフトがありますが、パソコンを使う上で最も重要なバックアップに関するソフトについて大きな変更があります。

以前の情報通や税理士情報フォーラム等において、パソコンのバックアップに関して、「Windows Live Sync」(以下「Sync」) を紹介し、ネットワークを利用してファイルを同期させ、機械の損傷等への危機対策として推奨してきました。今回この機能がWinLiveの中のWindows Live Mesh (以下「Mesh」) に一本化されました。これによりSyncは、2011年3月末で利用できなくなります。現在Syncを利用してバックアップしている場合、Meshを導入して対応するか、別途システムを検討してください。

Windows Home Serverによるバックアップも推奨していましたが、対応OSに含まれていないようなので、フォルダーを別のパソコンでネットワークドライブに設定し、それを無料の管理ソフトで、別フォルダーへリアルタイム同期させたものを、Meshに対応させて別の場所にあるパソコンへと同期させています。この場合、同じ内容のフォルダーが同室に2か所と別棟に1か所の計3か所保存できるようにしています。無料のサービスについては不安があるでしょうから、一つに頼るだけでなく、有機的に対応することも重要なことだと思います。バックアップ先としてモバイルハードディスクとか、所長のノートパソコンを利用することも有効でしょう。

## ●バックアップのための同期

ファイルの同期には、パソコン同士で直接同期する方法と、クラウドというネット上のデータを介して同期する方法があります。Syncでは直接同期していたのですが、Meshでは両方の方法が利用できます。

Microsoft社のWindows Live SkyDrive (以下「SkyDrive」) を利用し、Meshが起動するパソコン間でファイル共有が可能となります。Meshでは最大5GBまでアップロード可能なので、大きなフォルダを同期するというよりUSBメモリで持ち運ぶものの代用という感じでしょう。SkyDrive自体は25GBの容量を利用できますので、利用法に

じた同期や保存等も可能です。注意点として1ファイル50MBという制限があることです。

直接同期する場合には、両方のパソコンが起動していることが前提ですが、容量に明確な制限がなく、大きなフォルダーを同期するには都合のよいシステムです。注意点として、ネットトラブルとか、両方のパソコンが起動していないなど、不測事態に対応するため、別途リアルタイムのバックアップを用意することも検討してください。

これら紹介したものは基本的に無料で設定できますので、ネット上の情報や周囲の習熟者に相談するなりして対応してください。

## ●Meshの利用法：データのバックアップ

Meshを使うには、WinLiveをダウンロードして、それを実行することでインストールできます。Meshを利用するにはWindows Liveアカウントが必要ですので、同期するパソコンに登録する必要があります。

MeshはWinLiveに含まれていないので、その他のプログラムも必要に応じてインストールしてください。

インストールを始めると、プログラムの選択を求められるので、必要なものをチェックしてインストールボタンをクリックします。

インストール終了後、Meshを起動してWindows Liveアカウントとパスワードを入力してログインします。自分専用のパソコンであれば、「IDとパスワードを保存する」と「自動的にサインインする」にチェックマークを入れると便利でしょう。

「フォルダーの同期」をクリックして、新規フォルダーの作成か、既存フォルダーを選択します。容量が大きい場合はSkyDriveは選択しない方がいいでしょう。自動的に同期が開始されますが、データ量や回線環境等で所要時間は違います。同期フォルダーを増やす場合は、同じ手順を繰り返します。

(委員 矢崎義光)

**Windows Live Mesh できること**

- 2台目、3台目のコンピューターでファイルが同期できる

使っているコンピューターがPCでもMacでも、そのドキュメントや写真などのすべてのファイルのコピーを最新の状態に保ちます。コンピューターがオフラインになっている場合でも、必要なファイルを表示して作業できます。
- Internet Explorer、Office の設定も同期できる

Internet Explorer のお気に入りや同期できるほか、Microsoft Office がインストールされている場合は、スタイル、テンプレート、ユーザー辞書、および電子メールの署名を同期できます。

2台のコンピューター間でプログラム設定を同期すると、両コンピューターで同じプログラム設定が適用されます。一方のコンピューターに変更を加えると、もう一方のコンピューターにも同じ変更が加えられます。
- ファイルインターネット上の5GB分のストレージに同期できる

SkyDriveに用意された5GBの無料期間ストレージ上でフォルダーを同期することにより、どのコンピューターからでもWeb上のファイルの最新のコピーを使用して作業できます。
- リモート デスクトップができる

Windowsのリモートデスクトップ接続を使用する場合と同じように、他の場所から自分のPC上にあるファイルを使用して作業できます。どこにいても、プログラムを実行して自分のPC上にあるすべてのファイルを参照できます。

### ご注意

#### 64bit版のWindows7及びWindows vistaをご利用の方へ

電子申告に必要な日税連ICカードを動作させるための「ICカードマネージャ」は、現在Windows7及びWindows Vistaの64bit版においては、正式な動作確認はされておられません。64bit版の機種で業務を行う場合、正常に動作しない可能性がありますので、十分ご注意ください。詳細は日税連ホームページをご確認ください。

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth.html>

### (e-Tax)

#### 申告案内や予定納税額等を表示したお知らせの変更について

e-Taxのメッセージボックスに届く「お知らせ」内容が変更(追加表示)になり、例えば法人税の確定申告のお知らせについては、整理番号、法人名、代表者名、申告期限の延長月数が表示されるようになる等、改善されました。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

[http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics\\_081125.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_081125.htm)

